別紙様式5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		再就職の役員の数（※契約の相手方が農林水産省が所管する特例社団法人又は特例財団法人の場合の記載事項）	提案者の数		特別な競争参加資格（※提案者の数が1の場合の記載事項）	備　考
	名称	所在地		商号又は名称	住所						公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分			うち公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）		
西清水川排水路改修工事に伴う土地取得対価相当額補償金 一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局栃木南部農業水利事業所長 筧 直樹	栃木県小山市中央町3-7-1ロブレビル7階	令和2年6月2日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	公共工事の施行に伴う土地取得補償に関して契約を行うものであり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
埜原機場建設工事に係る物件移転等補償金 一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局印旛沼二期農業水利事業所長 阿武 隆弘	千葉県佐倉市宮小路町28	令和2年6月11日	長門川水道企業団 法人番号5000020128023	千葉県印旛郡栄町安食台1-2	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事施行に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
物件移転補償契約 一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局茨城中部農地整備事業所長 髙橋 英美	茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1023-1	令和2年6月17日	東京電力パワーグリッド株式会社 茨城総支社 法人番号3010001166927	茨城県水戸市自由が丘3-57	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	公共工事の施行に伴う物件移転補償に関して契約を行うものであり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
那珂川沿岸農業水利事業（二期）高根幹線水路その5工事に係る物件移転補償 一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局那珂川沿岸農業水利事業所長 岩屋 照実	茨城県水戸市中河内町960-1	令和2年6月26日	水戸市上下水道事業管理者	茨城県水戸市中央1-4-1	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事施行に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北部幹線水路補修工事（分水工）に伴う物件移転補償金 一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局三方原用水二期農業水利事業所長 白神 裕之	静岡県浜松市中区砂山町350-5	令和2年6月30日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－